

平成30年度

台風20号及び21号により被災された事業者
支援のための地域企業等事業再開支援事業

募集要領

平成30年9月

和歌山県

《お問い合わせについて》

当事業に係るお問い合わせについては、各申請窓口にて対応させていただきます。
申請窓口につきましては、事業種別及び事業施行地等により異なりますので、募集要領
の「別紙2 申請先・問い合わせ先」(P8,9)をご参照ください。

※また、各商工会・商工会議所でもご相談に対応致しますので、ご利用ください

和歌山県では、平成30年台風20号及び21号による災害により被災した和歌山県内の事業者（以下「被災事業者」という。）の県内における事業再開を支援するため、被災した事業用建物や設備の復旧に要する経費に対し平成30年度地域企業等事業再開支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付しますので、以下のとおり事業再開計画等の申請を募集します。

なお、補助金交付の申請には、事前に事業再開計画等の承認を受けることが必要です。

記

1 補助対象者

被災事業者のうち次のすべてに当てはまる者。

① 県内において事業を営む者（アからサのいずれかに該当する者）

ア 会社及び個人であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

ウ 協業組合であって、特定事業を行うもの

エ 医業を主たる事業とする法人であるもの（前アからウまでに掲げるものを除く）

オ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であるもの

カ 商工組合及び商工組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

キ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

ク 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

ケ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であるもの

コ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であるもの

サ その他知事が特に認めるもの

② 建物及び設備を復旧して県内で事業の再開を行う者又は行った者

③ 県税及び市町村税に未納が無い者

2 補助対象物件、補助対象経費等

項目	内 容	
補助対象物件(専ら被災関係事業の用に供するものに限る。賃貸借の用に供するものを除く。)	建物	被災事業者の資産として計上される工場、試験研究施設、店舗、事務所又は作業所等の建物
	設備	事業の再開に供する設備であって、被災事業者の資産として資産台帳に登載され、耐用年数が1年以上で、かつ、取得額又は制作費用が10万円以上であり、原則として汎用性が低く、その業務にのみ使用するもので、次の①から⑤までのいずれかに該当するもの ① 建物の付属施設(暖冷房設備、照明設備等) ② 構築物(駐車場等) ③ 機械及び装置 ④ 車両及び運搬具 ⑤ 備品 ※割賦払に係るもの及びリース契約等で所有権の移転をするものについては、その全額を資産として含むものとする。
補助対象経費	①被災した建物の修復及び建て替えに要する経費。ただし、住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗に係る部分のみを補助対象とする ②被災した設備の修繕及び購入に要する経費 ③上記①及び②に付帯する工事に要する経費	
補助基準額	上限	2億円
	下限	100万円
補助率	10分の1	
交付すべき額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額(1円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り捨てた額) 上限 2,000万円 下限 10万円	

備考

- 補助金は、事業再開確認の承認を受けてから2年以内に事業を再開しない場合は、交付しないものとする。
- 補助対象物件には、県の他の補助金の交付対象となっているものは含まないものとする。国、市町村その他の団体の補助金の交付対象となっているものについては、上表による本補助金の補助対象経費から、他の補助金の交付額を控除した後の自己負担額に相当する額をもって、他の補助金の交付を受けている場合の本補助金の補

助対象経費とする。

3 補助金の交付決定後に他の補助金の交付を受けた場合は、県に報告することとする。

4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。

※当事業では、事業用建物が罹災したため事業の継続に支障が生じた場合を対象とします。

※事業用建物が罹災していない場合であっても、運輸業及び車両により業を営む事業者が、事業用車両の被災によって事業の継続に支障が生じた場合は対象となります。

3 申請先

申請先は別紙2を参照して下さい。

申請書は法人でまとめて申請して下さい。

(被災事業所が複数ある場合は、主となる事業所がある申請先に提出して下さい。)

4 申請書類等

[事業再開計画(確認)の申請]

(1) 補助金の交付を申請される方は、次の書類を提出して事業再開計画等の承認を受けて下さい。(提出部数2部)

A: 建物等を復旧しておらず事業再開していない場合(事業再開着手中も含む。)

- ①事業再開計画申請書(別記様式)
- ②罹災証明書(市町村長発行)
- ③被害状況が確認できる写真
- ④復旧費用の証明(見積書の写し)
- ⑤税金に未納が無いことの証明書(県税及び市町村税)
- ⑥資産台帳(写し)
- ⑦法人登記事項証明書(個人事業主の場合は住民票抄本)

B: 既に事業を再開している場合

- ①事業再開確認申請書(別記様式)
- ②、③、⑤～⑦は共通(④は不要)
- ⑧事業再開が確認できる写真
- ⑨復旧費用の証明(領収書等の写し)

(2) 事業再開計画申請書等の提出期限

平成30年11月30日(金)

〔補助金の交付申請〕

(3) 承認を受けた後、補助金の交付に際して次の書類を提出して交付を申請して下さい。(提出部数2部)

- ①補助金交付申請書(和歌山県補助金等交付規則第4条関係別記第1号様式)
- ②復旧費用の証明(領収書及び契約書等の写し)
- ③建物及び設備の位置図
- ④事業再開が確認できる写真
- ⑤役員名簿(法人の場合)
- ⑥直近1年間の財務諸表(決算報告書)
- ⑦事業再開計画承認通知書(写)又は事業再開確認通知書(写)
- ⑧その他知事が必要と認める書類

(4) 補助金交付申請受付期限

事業再開計画の承認を受けてから、2年以内に事業を再開し、再開の日から3ヶ月以内に関係書類を提出すること。

5 交付決定

既に事業再開したことが認められ、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行います。

※なお、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)に基づき暴力団を利する交付決定は行いません。また、交付決定が行われたとしても取り消されることとなります。

(和歌山県補助金等交付規則第5条の2、同第10条第2項、同第17条参照)

6 その他

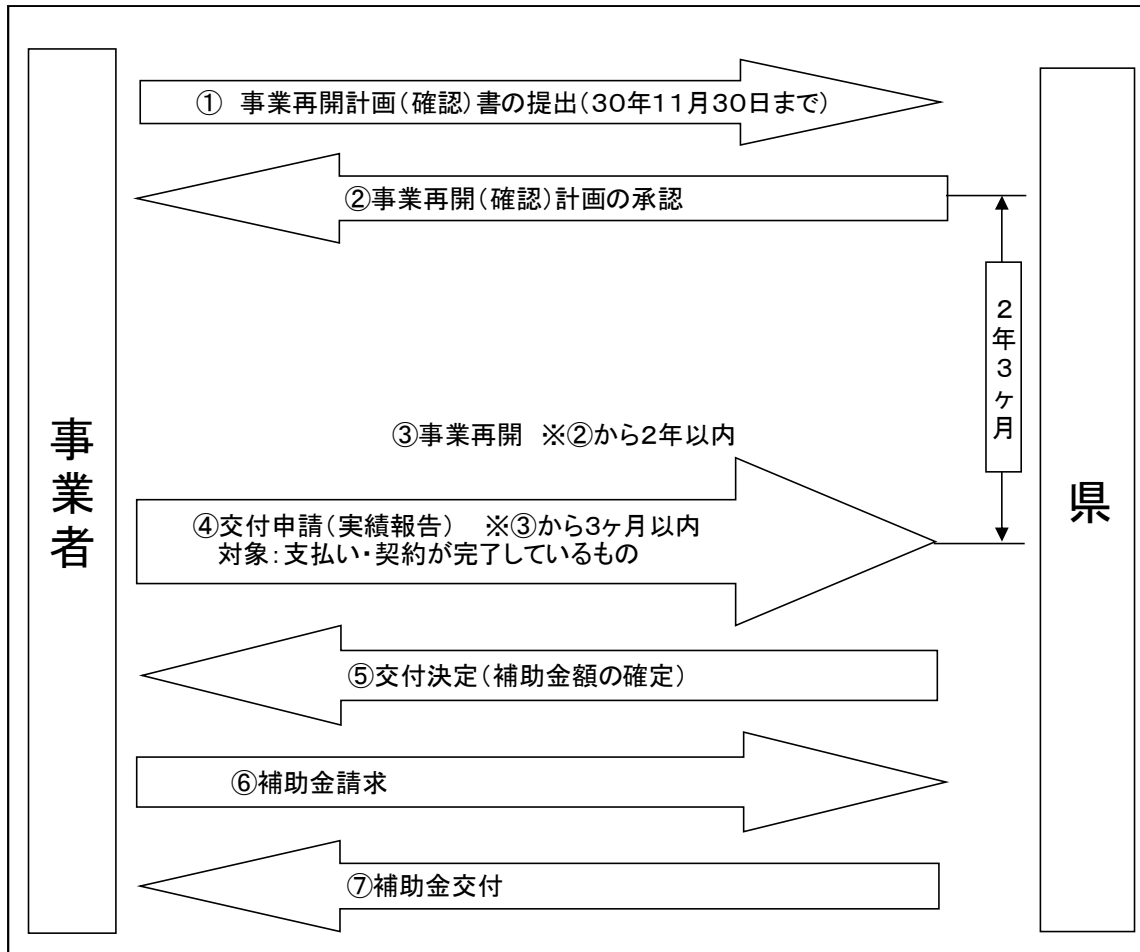
本事業により取得した施設、設備等について、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、支援事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は耐用年数を経過した場合は、この限りではありません。

7 問合せ先

県の問合せ先は、別紙2を参照して下さい。

また、各商工会・商工会議所におきましてもご相談に対応いたします。

8 事業再開計画認定及び補助金交付の流れとスケジュール



別紙 1 対象業種一覧

業種	適否	日本標準産業分類に基づく分類
農林漁業	○	細分類 0 2 2 1 素材生産業
	○	細分類 0 2 4 2 素材生産サービス業
	×	その他
鉱業、採石業、砂利採取業	○	大分類 C
建設業	○	大分類 D
製造業	○	大分類 E
電気・ガス・熱供給・水道業	○	大分類 F
情報通信業	×	細分類 3 8 1 1 公共放送業
	○	その他 ◎インターネット付随サービス業において風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（以下「適正化法」という。）第 2 条 8 項に規定する営業を除く。
運輸業、郵便業	○	大分類 H
卸売業、小売業	○	大分類 I ◎織物・衣服・身の回り品小売業、繊維・衣服等卸売業、その他の小売業及び卸売業、各種商品小売業及び卸売業において適正化法第 2 条第 6 項第 5 号及び第 7 項第 2 号で規定する営業を除く。
金融業、保険業	○	小分類 6 7 4 保険媒介代理業
	○	小分類 6 7 5 保険サービス業
	×	その他
不動産業、物品賃貸業	○	大分類 K ◎物品賃貸業において適正化法第 2 条第 6 項第 5 号及び第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。
学術研究、専門・技術サービス業	○	大分類 L ◎専門サービス業において興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う者を除く。
宿泊業、飲食サービス業	○	大分類 M ◎宿泊業において適正化法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業を除く。 ◎一般飲食店及び遊興飲食店において適正化法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 1 1 項並びに第 1 3 項第 1 号及び第 3 号から第 4 号に

		規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うものに限る。
生活関連サービス業、娯楽業	×	小分類 8 0 3 競輪・競馬等の競走場、競技団
	×	細分類 8 0 6 4 パチンコホール
	×	細分類 8 0 6 9 その他の遊戯場
	○	その他 ◎娯楽業において適正化法第 2 条第 1 項第 4 号（麻雀屋を除く。）及び第 5 号（ゲームセンターを除く。）、第 6 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号、第 7 項第 1 号、第 8 項から第 1 0 項並びに第 1 3 項第 2 号に規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）場外車券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。 ◎洗濯・理容・美容・浴場業において適正化法第 2 条第 6 項第 1 号に規定する営業を除く。 ◎その他の生活関連サービス業において易断所、観相業及び相場案内業を除く。
教育、学習支援業	×	小分類 8 1 2 小学校
	×	小分類 8 1 3 中学校
	×	小分類 8 1 4 高等学校、中等教育学校
	×	小分類 8 1 5 特別支援学校
	×	小分類 8 1 6 高等教育機関
	○	その他（学校法人は除く。）
医療、福祉	×	小分類 8 4 1 保健所
	×	小分類 8 5 2 福祉事務所
	○	その他
複合サービス事業	×	細分類 8 6 1 1 郵便局
	○	その他
サービス業（他に分類されないもの）	×	中分類 9 3 政治・経済・文化団体
	×	中分類 9 4 宗教
	×	中分類 9 6 外国公務
	○	その他 ◎その他の事業サービス業において集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）並びに芸ぎ斡旋業を除く。

《申請先》

★製造業（県内企業）

各振興局 地域振興部 企画産業課

（和歌山市内にあつては県庁企業振興課）

※製材・木材加工業については、各振興局農林水産振興部林務課

★製造業（誘致企業）

各振興局 地域振興部 企画産業課

（和歌山市内にあつては県庁企業立地課）

★商工業者等（以下の事業所を除く）

各振興局 地域振興部 企画産業課

（和歌山市内にあつては県庁商工振興課）

★旅館・ホテル営業関係

各振興局 地域振興部 企画産業課

（和歌山市内にあつては県庁観光振興課）

★訪問介護事業者等

各振興局 健康福祉部 保健福祉課

（和歌山市内にあつては県庁長寿社会課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局健康福祉部串本支所地域福祉課）

★医療機関

各保健所（振興局健康福祉部 総務健康安全課）

（和歌山市内にあつては県庁医務課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課）

★薬局・医薬販売業

各保健所（振興局健康福祉部 衛生環境課）

（和歌山市内にあつては県庁薬務課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課）

★農協関係、漁協関係

各振興局 農林水産振興部 農業水産振興課

★森林組合関係

各振興局 農林水産振興部 林務課

⇒お問い合わせ先は次ページになります

《お問い合わせ先》

【本庁】

県庁 企業振興課 (TEL 073-441-2758)

企業立地課 (TEL 073-441-2750)

商工振興課 (TEL 073-441-2742)

観光振興課 (TEL 073-441-2777)

長寿社会課 (TEL 073-441-2522)

医務課 (TEL 073-441-2600)

薬務課 (TEL 073-441-2660)

【各振興局連絡先（代表）】

海草振興局 (TEL 073-432-4111)

海草振興局 健康福祉部 (TEL 073-482-0600)

那賀振興局 (TEL 0736-63-0100)

伊都振興局 (TEL 0736-34-1700)

伊都振興局 健康福祉部 (TEL 0736-42-3210)

有田振興局 (TEL 0737-63-4111)

日高振興局 (TEL 0738-22-3111)

日高振興局 健康福祉部 (TEL 0738-22-3481)

西牟婁振興局 (TEL 0739-22-1200)

東牟婁振興局 (TEL 0735-22-8551)

東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 (TEL 0735-72-0525)

※振興局については、前ページに当てはまる担当課をお伝えください

事業再開計画(確認)申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

(連絡先)

事務担当者名

下記のとおり災害復旧を行い事業再開の計画(確認)をしていますので関係書類を提出します。

記

1 復旧に要する(要した)経費

金

円

2 事業再開予定(事業再開)年月日

年

月

日

- 事業者の概要
- 事業の内容
- 資金関係
- 添付書類

1 事業者の概要

名 称			
所 在 地			
代表者名			
資本金又は 出資金		従業員数	
業 種		事業内容	
直近の売上高 (単位：百万円)	平成	年度	売上高
被災建物・設備の 所在地			
被災の状況		具体的な内容	罹災証明書
	建物		<input type="checkbox"/>
	設備		<input type="checkbox"/>

2 事業の内容

区分	内容	単価 (単位：円)	数量	金額 (単位：円) 税抜き	備考
建物					
設備					
□設備の欄に記載されている設備は、資産台帳に登載済					
付帯 工事					
	合計				
工期	年 月 日 ~ 年 月 日				
	事業所部分(a)	事業所部分以外(b)	事業所部分比率(a) / {(a)+(b)}		
	m ²	m ²			

3 資金関係

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
当該補助金			
その他の補助金	国		
	県		
	市町村 その他		
自己資金等			
合 計			

※当該補助金については、10万円以上で2,000万円以下になっているか注意願います。

他の補助金(国、市町村その他の団体)と併用されている場合は記載に注意願います。

添付書類

計画・確認共通事項

- 罹災証明書(市町村長発行)
- 被害状況が確認できる写真
- 税金に未納が無いことの証明書(県税及び市町村税)
- 資産台帳(写し)
- 法人登記事項証明書(個人事業主の場合は住民票抄本)
- 計画の場合
 - 復旧費用の証明(見積書の写し)
- 確認の場合
 - 事業再開が確認できる写真
 - 復旧費用の証明(領収書等の写し)

〈参考〉和歌山県補助金等交付規則
別記第1号様式(第4条関係)

地域企業等事業再開支援事業補助金交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

氏名又は名称 印

平成 年度において、地域企業等事業再開支援事業を実施したので、補助金
円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて
申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当
することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第
17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議
の申立てを行いません。

関係書類

- ①復旧費用の証明（領収書及び契約書等の写し）
- ②建物及び設備の位置図
- ③事業再開が確認できる写真
- ④役員名簿（法人の場合）
- ⑤直近1年間の財務諸表（決算報告書）
- ⑥事業再開計画承認通知書(写)又は事業再開確認通知書(写)
- ⑦その他知事が必要と認める書類

〈参考〉和歌山県補助金等交付規則
別記第3号様式(第16条関係)

地域企業等事業再開支援事業補助金交付請求書

金 円也

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあ
った地域企業等事業再開支援事業補助金について、和歌山県補助金
等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

請求者住所

氏名又は名称

印